

# 茨城県中小企業資金融資制度取扱基準

## 1 取扱金融機関について

茨城県中小企業資金融資制度（以下「制度融資」という。）の各要項において規定する知事が指定する金融機関については、次のとおりとする。

常陽銀行，筑波銀行，足利銀行，武蔵野銀行，東邦銀行，千葉銀行，東日本銀行，栃木銀行，福島銀行，結城信用金庫，水戸信用金庫，佐原信用金庫，銚子信用金庫，烏山信用金庫，茨城県信用組合，横浜幸銀信用組合，ハナ信用組合，商工組合中央金庫，三菱UFJ銀行，みずほ銀行，りそな銀行，三井住友銀行

## 2 報告書について

- (1) 制度融資の各要項において規定する別に定める茨城県制度融資実行報告書については、別記様式1のとおりとする。
- (2) 制度融資の各要項において規定する別に定める茨城県預託制度融資状況報告書については、別記様式2のとおりとする。

## 3 既往借入金の借換えについて

次の各号に掲げる場合を除き、既往借入金の返済資金は融資対象としないものとする。

- (1) 金融機関からの既往借入金（保証人を提供しているものに限る。）の返済のために事業承継支援融資を利用する場合
- (2) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項第6号に該当することについて市町村長の認定を受けた者が、破綻金融機関等からの既往借入金の返済のためにパワーアップ融資を利用する場合
- (3) 独立行政法人中小企業基盤整備機構等の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画等に従って、金融機関等からの既往借入金の返済のために再生支援融資を利用する場合
- (4) 制度融資の既往借入金の返済のために借換融資を利用する場合
- (5) 保証付融資及び茨城県信用保証協会の事前承認を受けたつなぎ融資等の既往借入金の返済のために新型コロナウイルス感染症対策融資を利用する場合
- (6) 元金償還が1年以上経過した制度融資（融資金の用途が設備資金のみのものを除く。）の既往借入金の返済のために同一制度融資を利用（小規模企業支援融資と当該融資の融資区分に対応した制度融資との間の利用を含む。）する場合（新規事業資金を併せて借り換える場合を含む。）。この場合において、据置期間は設けないものとする。

## 4 融資利率について

- (1) 融資利率設定の考え方

① 算定基礎とする金利

県内の地方銀行の平均金利を基準とする。

② 融資利率の変更基準

算定基礎となる金利が大きく変動した場合、又は金融環境等の変化により金利の変更が必要な場合に、金融機関と調整の上、金利の見直しを行う。

③ 借入期間に応じた金利設定

借入期間に応じた金利設定とし、期間毎に0.1%ずつ引き下げる。

(2) 融資利率表

県制度融資の融資利率（固定）については、次の表のとおりとする。

(単位：年利%)

	基準利率	特利A	特利B
3年以内	1.9 (2.4)	1.3 (1.8)	1.2 (1.7)
3年超 5年以内	2.0 (2.5)	1.4 (1.9)	1.3 (1.8)
5年超 7年以内	2.1 (2.6)	1.5 (2.0)	1.4 (1.9)
7年超 10年以内	—	1.6 (2.1)	1.5 (2.0)
10年超 13年以内	—	1.7 (2.2)	1.6 (2.1)
13年超	—	—	1.7 (2.2)

※ ( ) 書きは保証を付けない場合

(3) 適用する融資制度

利率区分	適用する融資制度
基準利率	経営合理化融資，小規模企業支援融資（経営合理化分）
特利A	新分野進出等支援融資，雇用拡大支援融資，小売商業・地場産業支援融資，観光おもてなし施設整備融資，事業承継支援融資，パワーアップ融資，新型コロナウイルス感染症対策融資，災害対策融資（緊急対策枠），借換融資，小規模企業支援融資（新分野進出等支援分，雇用拡大支援分，小売商業・地場産業支援分，パワーアップ分，災害対策（緊急対策枠）分，借換分）
特利B	設備投資支援融資，創業支援融資，女性・若者・障害者創業支援融資，災害対策融資（地震災害予防対策枠），小規模企業支援融資（設備投資支援分，災害対策（地震災害予防対策枠）分）

※ この表にない融資制度については、融資制度ごとに融資利率を設定する。

付 則

この規定は、平成19年4月1日から適用する。

付 則

この規定は、平成19年10月1日から適用する。

付 則

この規定は、平成19年11月19日から適用する。

付 則

この規定は、平成19年12月25日から適用する。

付 則

この規定は、平成20年4月1日から適用する。

付 則

この規定は、平成20年11月21日から適用する。

付 則

この規定は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この規定は、平成21年4月27日から適用する。

付 則

この規定は、平成21年8月3日から適用する。

付 則

この規定中1 取扱金融機関についての改正は平成22年3月1日から、別記様式1の改正は同年4月1日から適用する。

付 則

この規定は、平成23年3月18日から適用する。

付 則

この規定は、平成24年4月1日から適用する。

付 則

この規定は、平成25年4月1日から適用する。

付 則

この規定は、平成26年4月1日から適用する。

付 則

この規定は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この規定は、平成27年10月5日から適用する。

付 則

この規定は、平成28年4月1日から適用する。

付 則

この規定は、平成29年4月1日から適用する。

付 則

この規定は、平成30年4月1日から適用する。

付 則

この規定は、令和2年4月1日から適用する。

付 則

この規定は、令和2年5月1日から適用する。